

令和7年度 海田町立海田西小学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成を目指し、児童が充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、教職員が同一の基準で児童にあたるためのものである。

第2章 学校生活に関すること

(服装)

第2条 黒・紺の上着・ズボンまたはスカートを基準服とする。

スカートは短くしない。(ひざにかかる程度)衣替えの期間を5月1日～5月31日、10月1日～10月31日とし上着を着用してもしなくてもよい。気候の変化や天候に合わせて、対応する。

第3条 安全帽を着用する。

第4条 校内では名札をつける。また、登下校中は付けずに校内で保管する。なお、キーホルダーなどはつけない。

第5条 通学靴は白色の運動靴(ライン・マーク等全て白色。ハイカット、厚底靴は不可)踵を踏まない。

第6条-① 上着の下には、白いカッター・ブラウス・ポロシャツとする。また、肌着は華美にならないようにする。ソックスは白・紺・黒の無地着用を基準とする。(ワンポイントは可、ライン入りやニーハイ、くるぶしまでの短いソックスは不可)

-② 体操服は原則学校指定のものとする。

第7条 髪は染めたり、パーマをかけたりしない。また、一部だけ長く伸ばしたり、短くしたりしない。肩にかかる場合、黒、紺、茶色の飾りのないゴムで束ねる。髪留めは、派手なものはつけない。(シュシュは不可)

眉毛はそったり、いじったりしない。

第8条-① 冬季もなるべく半ズボンやスカートで過ごす。また、基準服の下にベストまたはセーターを着用してもよい。色は黒・紺・グレー・白の無地とする。(タートルネックは不可、丈は基準服からはみ出ないようにする)体調の悪い時、寒い時には、基準服の上に防寒着や長ズボンの着用を認める。長ズボンの色は、男女共に、紺または黒を基調としたものとする。ジャージでもよいが、シャカシャカ音がするような素材やジーンズは不可。マフラーやネックウォーマー、手袋は登下校中は可。学校に来たらしめない。カイロは、体調不良の時、寒い時には、保護者の判断で使用を認める。

-② 冬季の体育授業においての防寒着として、トレーナー等を体操服の上から着用してもよい(安全上、フードやファスナーのついているものは不可)。色や素材、デザインは華美にならない、運動に適したものを保護者の判断で使用を認める。

第9条 入学前に保護者に説明し、基準の服や髪型で登校できるようにする。服装や髪型が乱れている児童については担任と生徒指導主事が連携して個別指導を行い、改善が見られない時には、保護者の協力を得ながら指導を続ける。

(登下校)

第10条 登校時は通学班別の集団登校をする。

第11条 忘れ物をしたときには取りに帰らない。

第12条 下校は、原則以下の通りとするが、学校長の判断により必要に応じて一斉下校を行う。

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
月曜日	1 4 : 4 0 グループ下校			1 5 : 3 0 学年下校		
火・金曜日	1 4 : 4 0 グループ下校		1 5 : 3 0 学年下校			
水曜日	1 4 : 2 0 グループ下校			1 5 : 0 5 学年下校		
木曜日	1 4 : 4 0 学年下校	1 5 : 3 0 学年下校				

- 第13条 定期的に登校班会議を行い、登下校の様子について振り返る機会を設ける。
- 第14条 登校時間は8時10分までとし、教室にて着席する。
- 第15条 欠席・遅刻・早退の場合は、8時10分までに、保護者が理由を学校に連絡する。遅刻して登校した際は、職員室の教職員に登校したことを伝え、教室に行く。
- 第16条 外出については、登校後、校外に出ることは認めない。ただし、特別な理由があるときは、保護者が担任に連絡し、担任は学校長の許可を得る。

(持ち物)

- 第17条 学習活動に必要でないものは、持参しない。
- 第18条 筆箱の中は、原則、鉛筆・消しゴム・ものさし・赤青鉛筆とする。その他に担任の判断で、入れるものを児童に指導できる。(名前ペン、コンパス、青鉛筆など)学習活動の妨げになる飾りの付いた筆記用具は使用しない。
- 第19条 友達同士で物をあげたりもらったりしない。
- 第20条 防犯ブザーを携帯し、キーホルダーやマスコットなどはつけない。(お守りはランドセルのポケットに入れる。)
- 第21条 携帯電話は、持ちこみ禁止。特別に事情がある場合は、保護者が学校長に持ち込み許可を申請する。また、許可した場合でも、学校では管理職が預かり、下校時に返す。

(校内での生活)

- 第22条 生活目標を徹底できるように全教職員で指導する。
- 第23条 廊下・階段は、右側を歩く。
- 第24条 校舎への入り口は、児童玄関とする。放課後は正面玄関からとする。
- 第25条 休憩時間や放課後や校門に鍵のかかっていない休日は、校庭で遊び、駐車場、立ち入り禁止区域への立ち入りはしないようにする。

(校外での生活)

- 第26条 用事がないのに、店に行かない。友達の買い物について入らない。
- 第27条 子どもだけでお店やゲームセンターに行かない。
- 第28条 子どもだけでお店で買い物をしない。購入したいものがある場合は、保護者と一緒に行く。
- 第29条 危険場所に行ったり、危険な遊びをしたりしない。
- 第30条 町内放送までには家に帰る。(4月～9月 18:00 10月～3月 17:00)
- 第31条 知らない人には、ついて行かない。声をかけられても近づいたりついて行ったりしない。一人で出歩かないようにする。また、必要に応じて防犯ブザーを携帯する。
- 第32条 休みの日には学校の一輪車を使わない。
- 第33条 一般道路では、インラインスケートやキックボード、一輪車などに乗らないようにする。
- 第34条 自転車は、交通安全教室の受講を済ませた4年生以上で、保護者の許しを得た児童が下校後自転車に乗れる。学校内は、決められた場所(児童玄関前、正門横の鉄道記念物の前)に自転車を押して移動し置く。1～3年生の自転車練習は、保護者指導のもとです。子どもだけで、一般道路で自転車に乗らない。保護者は、児童が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努める。
- 第35条 大人がいなくて電話がかかってきても、お家の人の代わりに答えない。また、クラスの人や名前や住所、電話番号を言わないようにする。
- 第36条 校区外には、子どもだけで行かない。
- 第37条 町の施設を利用するときは、他の人の迷惑にならないように気をつけ、自分たちだけが使うことのないようにする。(使わせてもらっている気持ちを忘れない)

第3章 児童の指導に関すること

第38条 (基本的な指導の手順)

- (1) 問題行動が起きた場合の基本的な指導の流れは、以下に示すものとする。

1 事実確認(5W1H)

- 2 児童への指導をする。
- 3 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。
- 4 経過観察。

(2) 問題の状況によっては、担任一人での対応によらず、複数の教職員で事実確認や指導を行う。

第39条（遅刻・欠席についての指導）

- (1) 欠席等の連絡がないのに登校していない児童がいるときには、すぐに家庭と連絡を取り、確認する。
- (2) 遅刻が3日続いた場合
 - ① 保護者に知らせて改善を促す（担任）
 - ② 理由が不明の遅刻が続く場合、保護者と話し合いをする。（校長・教頭・担任・生徒指導主事）
- (3) 欠席が3日続いた場合
 - ① 状況に応じて家庭訪問をする。（担任、状況によっては他の教員）
 - ② 理由が不明の欠席が続く場合、保護者と話し合いをする。（校長・教頭・担任・生徒指導主事）

第40条（不要物の指導）

- ① 個別指導をする。（担任）
- ② 学校で預かり、下校時に返す。
- ③ 注意しても改善の兆しが見られないようであれば、保護者に連絡する。（担任）

第41条（落書きの指導）

- (1) 落書きした児童が特定できた場合
 - ① 事実確認をする。現場を写真に残す。（担任、生徒指導主事）
 - ② 落書きをした児童に落書きを消させ、再発防止についての指導をする。（担任）
 - ③ 保護者に事実経過と指導方針を伝える。
- (2) 落書きした児童が特定できない場合
 - ① 落書きを写真にとり、落書きを消す。（生徒指導主事）
 - ② 全校朝会等で再発防止のための指導をする。（生徒指導主事）
 - ③ 学級指導を行う。（担任）

第42条（盗難・紛失の指導）

- (1) 加害者が特定できた場合
 - ① 事実確認をする。（担任、生徒指導主事）
 - ② 再発防止のために指導をする。対象児童は反省文を書く。（担任・生徒指導主事）
- (2) 加害者が特定できない場合
 - ① 被害者から事実確認をし、盗難・紛失したものを体制を組んで探す。（担任、生徒指導主事など）
 - ② 家庭に連絡、謝罪し、これからの指導の流れについて説明する。（担任・生徒指導主事）
 - ③ 全校朝会等で再発防止のための指導をする。（生徒指導主事）
 - ④ 学級指導を行う。（担任）

第43条（窃盗・万引きの指導）

- (1) 外部（店・警察）からの連絡によって分かった場合
 - ① 再発防止のための指導を行う。（校長・教頭・生徒指導主事・担任）
- (2) 児童や保護者からの情報提供があった場合
 - ① 事実確認を慎重に行う。（担任・生徒指導主事）
 - ② 情報提供者とは接触させない。情報提供者の不利益にならないようにする。
 - ③ 事実確認後、対象児童を指導する。対象児童は反省文を書く。（担任・生徒指導主事）
 - ④ 再発防止の観点で保護者と話し合う。（校長・教頭・生徒指導主事・担任）

第44条（けんか・暴力行為の指導）

- ① 児童にけががないか確認する。（担任・養護教諭）
- ② 加害者児童を落ち着かせる。（別室に入れるなど）
- ③ 落ち着いたら双方の事実を確認した後、指導をする。その際、一方的な指導ではなく、「なぜそうなったのか。」「自分の悪い点はどこか」「どうすればよかった」などを振り返らせ、反省させる。（担任）
- ④ 指導に従わない場合は、別室で特別な指導をする。（生徒指導主事・校長・教頭）
- ⑤ 指導後は、家庭連絡し、経過観察する。（全教職員）

第45条（いじめの指導）

- （1） 事実確認を徹底して行う。（複数の児童に聞くなど）
- （2） 被害者の立場に立って指導する。
- （3） 被害児童に対して
 - ① 必ず家庭訪問する。（担任・生徒指導主事など）
 - ② 学校は、全力で守る態度を示す。
 - ③ どのような解決を求めているか、児童保護者の思いを受け止める。
 - ④ まわりの児童との人間関係に注意を払い、人間関係づくりを慎重に行う。
 - ⑤ 継続的な教育相談などフォローの体制を組む。（全教職員）
- （4） 加害児童に対して
 - ① 事実確認を慎重に行い、加害者が軽く考えることのないように被害者の立場に立って毅然とした対応をする。（担任・生徒指導主事）
 - ② 加害者が「自分もされたことがある」など、過去のことを引合いに出し、責任転嫁するケースもある。自分自身がされたことを振り返り、相手のことを考えられる人間に成長することの大切さを語り、指導のねらいを伝える。
 - ③ 経過観察をする。（全教職員）
- （5） 日常的な指導
 - ① いじめにつながるような事象（物を隠す、悪口など）に対しては、日ごろから毅然とした態度で全教職員が指導にあたる。
 - ② いじめは、命を奪いかねない人権に関わる重大な問題であることを学活や道徳などの時間を通して、各学級で指導する。

第46条（不登校児童の指導）

- （1） ケース会議を開き、児童の様子について交流し、今後の指導方針を決める。（校長・教頭・生徒指導主事・担任・養護教諭等）
- （2） 指導方針に沿って指導をしていく。複数の教職員でかわり、指導していく。
- （3） 関係機関とも積極的に連携をとる。
- （4） 日常的な指導
 - ① 平素より、お互いを認め合うことのできる学級づくり、安心して学べる学級づくりを行う。
 - ② 不登校は、「社会的自立に向けた進路の問題」ととらえ、平素より、児童の実態把握に努める。（早期発見・早期対応）

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返るために指導する。

（問題行動への特別な指導）

第47条

次の問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は特別な指導を行う。ただし、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ①暴力・威圧・強要行為
- ②建造物・器物破損
- ③窃盗・万引き
- ④交通違反
- ⑤その他法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ①暴力行為（対教師，児童間，対人，器物破損）
- ②いじめ
- ③登校後の無断外出・無断早退
- ④指導に従わない（指導無視，暴言，授業エスケープ，授業妨害）
- ⑤服装・髪型が直らない。
- ⑥その他，学校が教育上必要と判断した行為

(反省指導等)

第48条

反省指導等は，次の通りとする。ただし，発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 説諭による指導

- ・口頭による説諭指導

(2) 学校反省指導

- ①別室による反省指導
- ②授業観察による反省指導
- ③保護者来校による授業観察指導
- ④その他，特別な指導による対応については学校と保護者による協議を行う。
- ⑤別室指導中は，担任と他の教職員が協議の上で役割分担を行って指導する。
- ⑥指導の内容については，必ず保護者に連絡し連携をとる。

(特別な指導を実施するにあたって)

段階	問題行動	指導場所	指導者	備考
第一	①服装規定違反が繰り返される場合 ②授業中の態度に問題がある場合 ③不要物を持ち込んだ場合 ④人としてのマナーに反する言動を行った場合 ⑤登下校や道路等におけるマナー違反 ⑥いじめに関係している場合 ⑦その他，学校が教育上指導を必要とすると判断をした場合	会議室	生徒指導主事 担任	本人への説諭， 事実・反省・宣誓の文章の作成 および保護者への連絡
第二	①第一段階の指導で改善が見られない場合	校長室 会議室	校長または教頭 生徒指導主事 担任	第一段階の指導 をふまえた保護 者の面談
第三	①第二段階の指導で改善が見られない場合 ②暴力行為（対教師・児童間・対人・器物破損） ③飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持） ④いじめに加わっている（直接加害，はやし立て，指示）場合 ⑤指導無視，暴言 ⑥家出及び深夜及び夜間徘徊・外出 ⑦金品強要，不良集団への加入及び参加，不健全 娯楽や不純異性交遊 ⑧その他，法令・法規に違反する行為等，学校が 教育上指導を必要とすると判断した行為。	校長室 会議室	校長または教頭 生徒指導主事 担任	第二段階までの 指導をふまえた 学校からの懲戒 （校内で反省の ための個別指 導） 警察等関係機関 との連携

反省指導の期間等の決定は，児童の発達段階等を総合的に判断し，校長が行う。

第49条

特別な指導は，児童が自ら起こした問題行動を反省させ，よりよい学校生活を送り，人格の形成を行うた

めのものである。この観点から、実施に当たっては次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。
- (3) 特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行う。また、児童の発達段階も考慮して効果的に行う。
- (5) 特別な指導では、学校長の判断により警察等の外部機関との連携も行う。